

**国連気候変動枠組み条約第7回締約国会議****2001年11月8日 木曜日**

COP-7の閣僚会合が引き続き行われ、30人の閣僚及び代表団長とオブザーバー国家、IGO及びNGOによる発言があった。SBIは会合を行い、その作業を終了した。メカニズム、LULUCF、議定書5条（方法上の問題）、7条（情報の送付）、8条（情報の検討）、持続可能な開発のための世界サミット(WSSD)への報告について、日中から夜にかけて閣僚協議と技術レベルでの協議が行われた。

**閣僚会合****締約国による発言：**

代表者らは午前と午後に会合を開き、30名の閣僚及び代表団長らの発言を聞いた。多くの締約国が議定書の批准と、ヨハネスブルグでのWSSDに間に合うよう発効させることを支持し、気候変化に関する速やかで強力な行動を裏付けるIPCC提供の科学的根拠が強まっていることを数力国が強調した。また多くの締約国が、気候変化と貧困の間にある密接な関連についても強調した。

COP-7での交渉については、ロシアが吸収源による排出量と除去量の計算規則及び方法の開発に関する話し合いに対して懸念を強調し、作業文書が技術的詳細をあまりにも多く盛り込みすぎてしまっていると語った。同国は報告手順の簡便化が批准に向けての重要問題であると述べた。マレーシアは各国はボン合意に関する交渉を蒸し返すべきではないと述べた。議定書の批准については、ニュージーランドがWSSDに間に合うよう批准する意思を発表し、ニュージーランドはこのような決意を持っている現在唯一のアンプレラ・グループ締約国であると付け加えたが、「近々、皆賛同するであろう」との見通しを語った。

メカニズムについては、パキスタンが公平性と持続可能性の原則に基づいたCDMに関する強力な透明性があり、かつ柔軟な規則を主張し、CDMやその他のメカニズムを長期の排出削減に代用してはならないと強調した。タイは、メカニズム間の方法及び規則の取り扱いが公平であり、適応行動・緩和行動とのバランスが取れてほしいと語った。チリは、CDMが技術へのアクセスを促進し、局地的な環境問題に対処するであろうと語り、IPCCに対し良好事例ガイダンスと持続性に関する手順の作業を「スピード・アップ」するよう促した。マレーシアは、理事会が全てのプロジェクトの環境十全性を保証すべきであると述べた。ウルグアイはCDM吸収源活動に参加する意思があると述べ、CDM準備のために国家努力を行うことを強調した。ロシアは、締約国のメカニズム使用能力に対する制限をはずすよう主張した。

能力育成と技術移転については、ヨルダンが、気候変化対処における進展には資金援助、環境にやさしい技術の移転、能力育成のための技術支援拡充が必要であると述べた。エジプトは、環境情報センターと環境にやさしい技術の移転を目的としたクリアリングハウスの設立を提言した。マレーシア、モザンビーク、ポルトガル、ウルグアイ、クウェートもまた、技術移転の必要性を強調した。

後発開発途上国(LDCs)の状況とニーズについては、タンザニア、ベナン、ジブティが、自分たちが気候変化によって最も影響を受け、対処能力が最も低いと述べた。同代表者は、

LDCs が CDM 事業に十分に参加できることを保証するステップについて主張した。モザンビークとポルトガルは、LDCs に関する決定草案の重要性について触れた。化石燃料輸出に大きく依存する国々への支援については、クウェートがそのような支援の重要性を強調し、ガス排出関連の全セクターにおける税と課徴金から税控除・免税を撤廃すること、健全でない技術に対するインセンティブを廃止すること、多角経済を支援すること、化石燃料使用による排出量を低下させる技術を開発することを提案した。

適応については、パキスタンが、適応と脆弱性について、緩和から行動へと焦点を広げていくことが必要であると述べた。ペルーは、適応と脆弱性に関する研究が不足していると強調した。アルジェリアは、乾燥地帯・準乾燥地帯が脆弱性の最前線にあると強調し、砂漠化防止条約(CCD)、生物多様性条約(CBD)、UNFCCC 間の連携を奨励した。ナミビアは、適応措置には学際的で多部門にまたがるアプローチといったものが必要であると語った。ポルトガルは、適応は持続可能な開発と世代内・世代間の公平性を促進しうると述べた。中央アメリカ締約国を代表して、パナマが新しい地球環境ファシリティー(GEF)の地域適応パイロット・プロジェクトに対して注意を喚起し、ウルグアイは適応基金の重要性を強調した。バングラデシュは、適応基金と最貧国(LDC)基金の早期適用を支持し、低海拔の小島諸国が特に脆弱であることを強調した。

#### その他の発言：

#### オブザーバー国家：

トルコは、トルコを附属書 II リストからはずし附属書 I 締約国としての特別な状況を認識するということ、SBI から申し送られた決定を COP-7 が採択することを楽しみにしていると語った。

#### 政府間機関：

国際エネルギー機関は、現実的な気候変化目標を達成するために「市場の力を導く」解決策について作業を行っているとして述べた。同機関は、気候変化対処における再生可能エネルギーのオプションを強調したが、炭素集約度の高いオプションは炭素固定化によって相殺される可能性があり、また原子力に対する懸念は解決が可能であると述べて、解決策として考えられる燃料や技術はいずれも排除しないと唱えた。

OPEC は、気候変化対策が化石燃料輸出に大きく依存する国家に対して与える影響について強調した。同代表者は、「エネルギー課税に対する考え方全体」を再検討することを提案し、最大の環境的課題は貧困であると述べた。

#### NGOs：

気候行動ネットワーク南(Climate Action Network South)は、気候変化と戦い、その義務を達成しようという先進国の決意が「いまだ弱い」と述べた。同代表者は、議定書のための強力な遵守体制を支持し、COP-6 第 2 部で合意された様々な基金に対する明確な決意を求め、現行の資金的取り組みを指して「無価値である」と述べた。国際商工会議所は、排出権取引に関して企業から取得ないし売却されたクレジットと、CDM プロジェクト投資により取得されたクレジットの移転及び使用に関する遵守体制の効果など、メカニズムの詳細をつめていく上でさらなる注意が必要であると述べた。COP-7 の後、同代表者は、第 2 次・第 3

次約束期間と、あらゆる業界が参加可能となるようなやり方での UNFCCC 実施について早期に交渉を行うことを主張した。

Indigenous Peoples' Organizations は、世界中には 3 億 5000 万人の先住民がおり、その多くが気候変化に対して極度に脆弱であると述べた。同代表者は、気候変化プロセスにおいて先住民に特別なステータスを与える決定を行うよう COP に求め、臨時の無期限セッション間ワーキング・グループを創設すべきであると述べた。Global Legislators Organization for a Balanced Environment は、厳格な遵守システム、吸収源使用に対する制限、可能な限り発展途上国と後発開発途上国を組み入れ、小規模プロジェクトを盛り込んだ CDM を支持した。同代表者は、再生可能エネルギーの価格低下をもたらす活発な公共需要政策を支持し、技術の大きな飛躍を要求した。気候行動ネットワーク北 (Climate Action Network North) は、気候変化と健康・貧困問題を関連づけた。同代表者は、合意された吸収源使用に対する制限について締約国は話を蒸し返すべきではなく、吸収源によるクレジットは次期約束期間に繰越してはならないと述べた。同代表者は自らがロシアの NGO の出身であることに触れ、ロシアは議定書への参加により便益を得るであろうと述べ、議定書の早期批准と発効を目して EU に協力するつもりであるというプーチン大統領の発言を強調した。

アメリカと持続可能なエネルギーに関するヨーロッパ企業委員会(European Business Councils for Sustainable Energy)は、CDM プロジェクトの早期開始、早期クレジット化、CERs の完全移転可能化、拘束力のある遵守体制を支持した。同代表者はまた、重要問題についてはまだ討議中であるものの、民間社会による情報を斟酌できるような気候変化プロセスを求めた。The International Confederation of Free Trade Unions、Trade Union Advisory Committee to the OECD、European Confederation of Free Trade Unions は、気候変化措置の結果として雇用創設の可能性があると強調し、雇用移行プログラムを求めた。

持続可能な開発のための World Business Council は、解決策の提供者としての企業の役割を強調し、メカニズムは効率的かつ低い取引コストで機能すべきであると述べた。The World Council of Churches は、COP-7 の異宗教間討論集会の召集を引き合いに出し、環境保護と気候変化回避に対するイスラム教とキリスト教の見解について概説した。

## **SBI**

SBI-15 は LDCs、専門家諮問グループ(CGGE)、セッション報告という 3 つの未決議議題を扱うべく最終会合を召集した。LDCs については、締約国は UNFCCC4 条 9 項 (LDCs) の実施状況評価についての結論草案を採択した。また締約国は、最貧国基金の設立、最貧国基金運営のための資金メカニズムに対するガイダンス、国家適応行動プログラム(NAPAs)準備のためのガイドラインについて、括弧なしの決定草案を COP に提出することを合意した。締約国はまた、CGE とセッション報告についての決定草案も採択した。

## **交渉グループと非公式協議**

### **議定書 5・7・8 条：**

5・7・8 条に関する交渉グループは午後、会合を行った。Dovland 議長は、閣僚とその他の高官らは LULUCF 妥協案について協議を行い、補完性についての報告の問題、一人当たり

排出量格差の低減、3条14項(悪影響)実施の報告と検討に関する質問についても検討するであろうと報告した。

代表者らは他の未決案件に移り、午前中に行われた草案作成グループが提案した守秘性に関するテキストについて合意した。COP-7決定草案については、締約国は、他の国際条約機関及び組織において守秘性がどのように取り扱われているかについて分析した文書を作成するよう事務局に求めた文言を承認した。第4条(共同達成)については、Dovland議長が、EUとアンブレラ・グループは二者間協議を行っており、本件は閣僚に提出されないと述べた。日本とG-77/中国は、メカニズム適格性の回復の件に関する二者間協議を行うことに合意した。

G-77/中国はその後、国連の地域代表制と附属書I及び非附属書I国のメンバーシップの双方を考慮した方法にもとづいて、専門家検討チーム(ERTs)の構成と主席検討担当者の選出についての提案を議題として提出した。この提案に対して混乱と、既に合意されたパラグラフを蒸し返すことになるという懸念を表明した代表者も複数あった。会合が終了した後、非公式協議が引き続き行われた。

#### メカニズム：

Valli Moosa(南アフリカ)とPhillipe Roch(スイス)の共同議長のもと、閣僚の地域協議及び二国間協議が一日中継続して行われ、メカニズムに関する作業プログラムについての新しい決定草案が夕刻配布された。メカニズム全般の未決となっている困難な問題には、適格性要件、単位のバンキング可能性と移転可能性、RMUs(removal units)の発行及び取り消しがあつた。

#### 廊下にて

閣僚交渉が木曜日夜遅くまで続き、Moosa及びRoch両共同議長により夕刻早い時間に提案された包括決定についての最終合意は決着を見なかった。報告によれば、午後10時30分までに、アンブレラ・グループを除く全ての地域グループがこの取り決めを承認したとのことである。午後11時30分、アンブレラ・グループがこの合意に参加するのかどうかを聞くために、閣僚らが再召集された。しかし、午前1時少し前まで決着はつかず、金曜日に決着がつくのかという懸念の中、各国政府との協議の後午前9時に会議を再開することを閣僚らは決定した。